

参考資料 1 用語解説

●耐震改修促進計画

都道府県は、国の基本方針に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を義務付けられている。市町村は、都道府県の計画に基づき、当該市町村の区域内を対象とした計画の策定の努力義務が規定されている。

●耐震診断

図面や現地での調査に基づき、住宅の保有する耐震性能を数値で評価するものであり、その結果に基づいて耐震改修の必要性を確認する。

●耐震改修

耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震改修を行い、耐震性を高める必要がある。耐震性を高める方法は、住宅の構造や状態により異なるため、専門家に相談して行う。

●南海トラフ巨大地震（P.1、P.12、P.13、P.16、P.50）

駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝「南海トラフ」を震源域として発生が想定される巨大地震。

●開発許可（P.20）

開発面積が 500 ㎡以上の区域で開発行為を行う場合には、都市計画法の規定に基づき、開発許可が必要である。

●要綱協議（P.20）

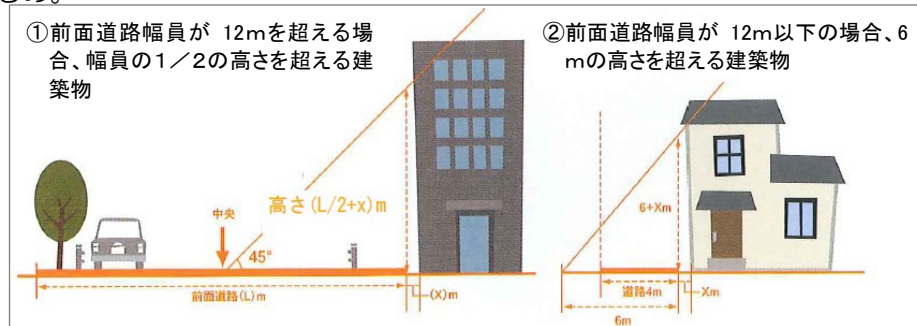
開発行為を行おうとする区域の面積が 300 ㎡以上、500 ㎡未満である場合、都市計画法に定められる許可は不要であるが、摂津市開発協議基準にもとづき市への開発協議申請が必要である。

●住宅・土地統計調査（P.21～P.23、P.25～P.27、P.54）

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

●地震によって倒壊した場合において道路閉塞させる建築物（P.33）

緊急避難路等の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難や救命活動、物資輸送等を困難とするおそれがあり、敷地が都道府県耐震改修促進計画（大阪府の場合は「新 住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」）に記載された道路に接するもの。



出典：一般財団法人日本建築防災協会

図 高さの要件

●除却（P.41、P.44、P.50、P.51、P.59、P.61、P.64～P.68）

耐震性が不足する住宅を建替え等のために解体し、全て除去すること。

●パッケージ診断（P.41）

耐震診断を行い、その結果耐震性が不十分の場合、耐震性の向上のための耐震改修設計及び工事見積もりまでを一貫して行う。

●代理受領制度（P.41）

所有者の診断・改修施工業者への費用の支払いにおける資金調達の負担軽減を図るため、補助金を診断・改修施工業者が所有者に代わり受け取る制度。

●耐震シェルター（P.41、P.64、P.65）

住宅等の一部屋を鉄骨等で補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

●大阪府住宅リフォームマイスター制度（P.42）

安心して相談できる信頼性の高い事業者の情報を、大阪府が指定する「マイスター登録団体」を通じて府民に紹介する制度。

●大阪建築物震災対策推進協議会（P.47、P.62）

大阪府、府内市町村、建築団体及び事業者団体により、府内の建築物等の震災対策を推進するために設立された協議会。

●セットバック (P.52)

土地と前面道路の境界線を後退させること。建築基準法で、建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないと定められている。そのため、敷地に接する道路の幅員が4m未満である場合、建替えの際には、十分な幅員を確保するため敷地と道路の境界線を後退させる必要がある。

●自主防災組織 (P.62、P.71)

「自分たちの地域は自分で守る」という、地域住民の皆さまの話し合いにより結成される防災組織であり、摂津市では自治会単位で組織されている。となり近所が力をあわせて災害発生時の地域の被害を最小限にするため、情報連絡、初動措置、初期消火、救出・救護、避難誘導等の訓練や、防災知識の普及活動を日頃行っている。

●住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (P.63)

地方公共団体が耐震改修促進計画に位置付けたプログラムで、緊急的に耐震化を促進すべき区域を定めて、耐震対策を重点的に実施するための計画。

●優先して耐震化に取り組む路線として耐震診断を義務付ける路線 (P.68～P.70)

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する路線で、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられる路線。

●出前講座 (P.71)

市民が参加する集会等に市の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業等を説明、意見交換する。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に活かしていこうとするもの。

●非構造部材 (P.72)

建物の骨組みとなる柱・梁・壁・床等の主体構造部以外の部材。

●防災ベッド (P.73)

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。



●耐震テーブル（P.73）

普段はテーブルとして使用し、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物等から身を守ることができるテーブル。



●蟻害（P.74）

シロアリによって木造建築物の柱や基礎等の部材（木材）が食い荒らされ、建築物のゆがみや傾き等、様々な不具合を引き起こすこと。

参考資料２ 補助制度のまとめ

1. 民間住宅の補助制度

(1) 耐震診断

表 補助内容概要（令和7（2025）年度）

補助対象	S56年5月31日以前に建築された木造住宅・非木造住宅・特定既存耐震不適格建築物（H22年度までは木造住宅のみ）		
補助率	木造住宅	上限 5 万円／棟もしくは	
	（戸建、長屋建住宅、共同住宅）	1,100 円／㎡の低い方	
	非木造住宅 （プレハブ、RC マンション等）	5 割	上限 2 万 5,000 円／棟
	特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物等）	5 割	上限 100 万円
平成 30（2018）年度からの新制度	代理受領制度	—	
	セット型診断	木造住宅の耐震診断と当該耐震診断結果に基づく耐震設計を一連で行うもので、耐震設計に要する費用については上限 10 万円／棟	

(2) 耐震改修

表 補助内容概要（令和7（2025）年度）

補助対象	・S56年5月31日以前に建築された木造住宅 ・住宅を所有もしくは居住する個人で、その者の世帯全員の課税所得金額を合算した額が507万円未満		
対象工事	・構造評点 1.0 未満から 1.0 以上とする工事 ・構造評点 1.0 未満または耐震性が不足すると市長が認める木造住宅における一部住戸に対し、公的機関の試験等によりその性能が確認されている耐震シェルターを設置し、居住空間の耐震性を確保する工事		
補助率	設計費	7 割	上限 10 万円
	改修費	上限 70 万円(低所得者 90 万円)	
平成 30（2018）年度からの新制度	代理受領制度	—	
	耐震シェルター補助（木造長屋住宅に限る）	—	

(3) 除却

表 補助内容概要（令和7（2025）年度）

補助対象	・S56年5月31日以前に建築された木造住宅 ・住宅を所有もしくは居住する個人で、その者の世帯全員の課税所得金額を合算した額が507万円未満 ・所有者の資産（預貯金、有価証券）の額が1,000万円以下
対象工事	建設業者が行う工事で構造評点が1.0未満の木造住宅の全部を除却する工事
補助額	10割 上限40万円 長屋又は共同住宅 上限80万円

(4) 税制優遇

表 固定資産税減額措置の概要（令和7（2025）年度）

対象建築物	S57年1月1日に存在していた既存住宅で、一定の耐震改修工事を行った場合、床面積120㎡相当分までを対象
減免期間	R8年3月31日までに完了した改修の場合、1年度分を減額（ただし、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、2年度分）
減免額	固定資産税の1/2を減額 認定長期優良住宅に該当することになった家屋については、床面積が50㎡以上280㎡以下の場合住宅1戸あたりの居住部分120㎡分まで固定資産税の2/3を減額
相談窓口	固定資産税課

表 住宅耐震改修特別控除の概要（令和7（2025）年度）

対象建築物	・S56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋 ・耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること。 ・2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。
減免期間	H26年4月1日～R7年12月31日までに住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税額から控除
減免額	・$A \times 10\% + B \times 5\%$ A：住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 （R4年1月1日以降に住宅耐震改修をした場合は最高250万円） （R3年12月31日以前に住宅耐震改修をした場合で、消費税率が8%や10%でない場合は最高200万円） B：次のいずれか低い金額（1,000万円からAの金額を控除した金額を限度とする） ① Aのうち控除対象限度額を超える部分の額と、耐震工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額の合計 ② 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（=A）
相談窓口	吹田税務署

2. 特定既存耐震不適格建築物（民間）の補助制度

表 耐震診断の補助内容概要（令和 7（2025）年度）

補助対象建築物	以下の①または②のどちらかの条件を満たすもの ①S56 年 5 月 31 日以前に建築された特定既存耐震不適格建築物 <table border="1" data-bbox="510 474 1385 748"> <thead> <tr> <th>用 途</th><th>補助対象の規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校等</td><td>階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上</td></tr> <tr> <td>幼稚園、保育所</td><td>階数 2 以上かつ 500 ㎡以上</td></tr> <tr> <td>老人ホーム、老人短期入所施設等</td><td rowspan="2">階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上</td></tr> <tr> <td>老人福祉センター等</td></tr> <tr> <td>病院、診療所</td><td>階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上</td></tr> </tbody> </table> ②災害対策基本法に定める地域防災計画において H24 年 4 月 1 日以前に指定された民間の避難所	用 途	補助対象の規模	小中学校等	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	老人ホーム、老人短期入所施設等	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	老人福祉センター等	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
用 途	補助対象の規模											
小中学校等	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上											
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上											
老人ホーム、老人短期入所施設等	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上											
老人福祉センター等												
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上											
補助率	特定既存耐震不適格建築物 （学校、保育所、病院など不特定多数の方が利用される建築物で「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された建築物） 5 割 上限 100 万円											
平成 30（2018）年度からの新制度	代理受領制度 —											
	セット型診断 木造住宅の耐震診断と当該耐震診断結果に基づく耐震設計を一連で行うもので、耐震設計に要する費用については上限 10 万円／棟											

参考資料 3 相談窓口

※出典：住宅関係全般に係る相談窓口一覧表（大阪府建築行政マネジメント推進協議会）

1. 住宅全般に関すること

相談窓口	相談内容
大阪府住宅相談室	住まいに関する様々な相談に対応し、必要に応じて適切な相談窓口をご案内します。相談は無料です。 ○被災者相談 ○高齢者や障がい者等の住まい探しに関すること ○借地・借家関係 ○土地建物売買関係 ○建築工事関係 ○公的賃貸住宅関係
大阪市立住まい情報センター	○住まいの一般相談 住まいに関するご相談に電話または窓口で対応します。 ○住まいの専門家相談（面接：要予約）[無料(年1回まで)] 【法律相談】：おおむね毎週土曜日 【資金計画相談】：おおむね月1回 土曜日 【建築・リフォーム相談】：おおむね隔週土曜日 【分譲マンション管理相談】：おおむね毎週木曜日 【分譲マンション法律相談】：月1回 日曜日 ※専門家相談は、大阪府内在住もしくは在勤・在学されている方、大阪府内の管理組合が対象です。 ※係争中の案件や営利目的の相談、トラブルのあっせん・仲裁、事業者紹介、賃貸住宅の経営に関する相談は行っておりません。
一般財団法人 大阪住宅センター	住まいづくりが初めてという方でも安心して住宅を取得することができるように、経験豊富な相談員が、中立公平な立場で相談に応じしています。相談は無料です。 ○新築・リフォーム等に関する住宅相談 ○住まいづくりの進め方 ○住宅展示場の活用術 ○住まいづくりセミナーの開催 ○弁護士・税理士・FP による各種専門相談
一般社団法人 既存住宅・空家プロデュース協会	○既存住宅&空家、空き地に関する相談を行います。 ・空き家・空き地相談全般 ・登記や土地境界等の権利関係 資金計画 ・空き家管理・利活用(売却、賃貸<サブリース>) ・空き家の除却(解体) ・家財整理、遺品整理 ・居住支援住宅(住宅セーフティネット)他 ※電話相談：15分程度無料 無料面談：一回限り60分以内(要予約) ※大阪の住まい活性化フォーラム会員 大阪居住支援法人登録(大居064)

欠陥住宅関西ネット	○定例相談会/欠陥住宅被害の問題に関して、建築士と弁護士がアドバイスをを行う定例相談会を毎月第二土曜日実施（要予約）（有料・3,000 円）
一般社団法人 建築よろず相談	○定例相談会/新築からトラブルまであらゆる疑問や相談に関して、会員の建築士と弁護士がアドバイスをを行う定例相談会を毎月実施（要予約）（有料・3,000 円（非事業系）、10,000 円（事業系））
特定非営利活動法人 建築問題研究会 （略称：ASJ エイエスジェイ）	建築士と弁護士が、建築に関するご相談をお受けします。 ○建築に関する問題・悩みを抱えている方や新築しようと考えている方に、建築技術・法律解釈の両面から総合的な視点で解決策や対処方法をアドバイスします。 ○毎月 1 回の相談会をご利用下さい。（要予約・有料）相談会は、原則第 1 土曜日午後です。但し、1 月は休会です。開催予定日は HP に掲載しています。ご予約・お問合せは、お電話又は HP から。 ○ご相談の上、現地確認が必要と判断された場合などは現地調査に応じます。（有料） （電話でのご相談はお受け出来ません。）
住まいのダイヤル （公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	○住まいのダイヤル(電話相談) 住まいについての様々なご相談に建築士の資格を持った相談員が応じます。 ○専門家相談(面談、要予約) 弁護士・建築士による対面相談を、弁護士会で行っています。ご利用いただけるのは、評価住宅または保険付き住宅の取得者及び供給者、リフォーム工事の発注者及び発注予定者です。まずは住まいのダイヤルにお電話ください。 ○契約前のリフォーム工事の見積書に関するご不明点や疑問などについて、リフォーム見積チェックサービス（無料の電話相談）を受けることができます。 ○全国の弁護士会（52 会）に設けられた住宅紛争審査会で、建設住宅性能評価書が交付されている住宅（評価住宅）や住宅瑕疵担保履行法に基づく瑕疵保険が付されている住宅（保険付き住宅）のトラブルについて、裁判外の紛争処理手続（あっせん・調停・仲裁）を行っています。
大阪の住まい活性化フォーラム「大阪の空き家コールセンター」	空き家のワンストップ電話相談窓口です。 相談料：基本無料 ※内容によっては、有償サービスをご提案させていただきます。 ○受付担当がご相談内容をお聞きし、相談内容に応じた担当者から折り返しご連絡いたします。 ○大阪府にある空き家のお悩みや疑問をお気軽にご相談ください。

2. 住宅全般やリフォームについての各種制度等に関すること

相談窓口	相談内容
大阪の住まい活性化フォーラム「住まいの相談窓口」	【住まいの様々なご相談に応じます】 ○大阪の住まい活性化フォーラムでは、既存住宅の売買やリフォームに関する相談を受けることのできる相談窓口を開設しています。（電話相談が15分まで無料） ○住まいに不具合がないかを調べる建物状況調査（インスペクション）を実施するインスペクターも案内できます。 ○住まいの相続や法律問題などの専門的な相談内容については、専門相談窓口がありますので、ご相談ください。 ○災害時の住まい相談 府内での大規模災害により被災した府民からの住まいの相談に現地に対応するため、復旧・復興段階において市町村で実施される相談会へ、「大阪の住まい活性化フォーラム」会員で構成する「住まいのケア・専門家チーム」をボランティアで派遣することにより、被災地域の復興に寄与することを目的としています。
大阪府 住宅リフォーム マイスター制度	【住宅リフォーム事業者の情報を提供しています】 ○府民の皆さまが安心して住宅リフォームを行うことができるよう、府が安定した非営利団体（マイスター登録団体）が一定の基準を満たす事業者（マイスター事業者）に関する情報を、皆さまのご依頼に応じて、ご案内・ご紹介します。
Osaka あんしん住まい 推進協議会	○高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などの住宅の確保に配慮を要する方への支援、大家、不動産事業者の方への支援、それらの支援方策の検討を行い、住宅の確保に配慮を要する方をサポートできるよう様々な取り組みを行っています。 ○大阪府や市町村、不動産店（協力店）が連携し、住宅の確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅探しに関するご相談に応じる『住まい探し相談会』などを開催しています。 ○高齢者等の入居を受け入れている家主や不動産事業者の方向けに、役に立つ制度やサービスの情報を一元的に提供しています。 ○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅などの情報提供として、「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を運営しています。
大阪あんぜん・あんしん賃貸 住宅登録制度	○高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）や住まいの相談に応じる不動産店（協力店）などを登録し、情報提供や居住支援などを行う制度です。 ○専用のwebシステム（あんぜん・あんしん賃貸検索システム）を構築し、登録された民間賃貸住宅や協力店の情報に加え、公的な制度による住宅や入居のための相談・見守り等の生活支援などを行う居住支援法人の情報等をご覧いただけます。

3. マンションの管理等に関すること

相談窓口	相談内容
NPO 法人 マンション管理支援の関住協	○対象：会員・一般（管理組合、個人、その他） ○内容：分譲マンションの管理組合が抱える問題全般。（区分所有法その他関連法規と運営、長期修繕計画や大規模改修・日常修繕と維持保全、共同生活、委託管理、建替えに関すること等） ○定例相談：面談（第1・第3土曜日／14:00～） ※要予約 会員は無料。会員以外の相談料1件 3,000 円
公益財団法人 マンション管理センター 大阪支部	○マンション管理に関する一般的な相談（マンション管理士会と連携） ○マンションみらいネット（マンションの管理情報や修繕履歴を電子的に蓄積し、インターネットを通して組合員が情報を共有化できるマンション履歴情報システム）の設置 ○概略の「長期修繕計画」の作成とこれに基づく「修繕積立金の額」を算出するサービス設置 ○管理計画認定手続支援サービスの設置 ○マンション管理サポートネットの設置
一般社団法人 不動産協会大阪事務所	○マンションの売り主が協会に加盟している場合の買主の相談に応じる。
一般社団法人 マンション管理業協会 関西支部	○「管理委託契約書」に定められた「事務管理業務」「管理員業務」「清掃業務」および「建物・設備等管理業務」等の業務に関する相談 ○管理委託契約に関係する次の内容に関する相談 ・法令関係（区分所有法、マンション管理適正化法等）について ・マンション標準管理規約関係について ・マンション標準管理委託契約書関係について
一般社団法人 マンション問題解決管理 支援センター （通称：Agoras アゴラス）	○住まい・たてもの全般に関する相談会（無料）毎月（8月を除く） 第3土曜日：15:00～16:00 / 16:00～17:00 メールまたはFAXによる完全予約制です。 ・マンションに関する相談：耐震化・維持保全・改修改良・大規模修繕等 ・マンション管理に関すること ・一般建築物全般に関するトラブルの解決 ○管理組合に寄り添い、疑問や問題の解決をお手伝い（内容によっては、有償対応となります） ○現地相談、現地確認は有償にて対応いたします。（複数建築士による対応を原則とします） ※木造戸建住宅や長屋の耐震化相談もお受けします。

4. 建築技術に関すること

相談窓口	相談内容
一般財団法人 大阪建築防災センター 「耐震診断・改修の相談窓口」	○木造住宅及び非木造建築物の耐震診断・改修に関すること。 ○木造住宅の簡便な改修方法に関すること。 ○耐震診断技術者等の斡旋・紹介に関すること。 ○既存建築物の住宅(石積みの擁(よう)壁等)の安全性に関すること。 ・電話や WEB での面接相談やメール相談を無料で利用可能。
一般財団法人 大阪府建築士事務所協会	○建築なんでも相談会(無料)。 事前に相談申込書提出、完全予約制、各 1 時間程度 ○建築に関する全般的な相談に対応する。
公益社団法人 大阪府建築士会	○住まいに関する「建築相談室」では、建築士である相談員が建築計画・施工中および完成後の住まいの相談について、適切なアドバイスを行う。 ・電話相談 ・面接相談(要予約) ・現地相談(要予約) ○空き家相談 ○住宅の新增改築の相談
公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部	○会員の建築家(建築士)が新築やリフォームの事前のアドバイスから建築後のトラブル相談までを行う。 (面談により実施：1 時間以内) ※事前予約制(予約受付:月～金/13:00～16:00)
一般社団法人 大阪府設備設計事務所協会	○住まいに関わる設備関係の相談を行う。 ○相談は FAX 又はメールで受付し、後日回答を行う。 ・面接相談(要予約) (1 時間以内 5,500 円(税込)、延長 1 時間以内 3,300 円(税込)) ・現地相談(要予約) 半日(3 時間以内) 35,000 円(税込)、1 日(3 時間以上) 58,000 円(税込)
一般社団法人 プレハブ建築協会 関西支部	○業者がプレハブ建築協会の会員かどうかの問い合わせに応じる。 ○会員に係る相談内容について会員へ取り次ぎを行う。

参考資料 4 関係法令

※本文中に掲載している関係法令を抜粋している。

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）：

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「耐震改修促進法」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

その後、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け、再度、平成 25 年 11 月 25 日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

その後も大規模な地震発生の都度、法改正や基本方針の見直しが行われており、最終の法改正は平成 30 年 6 月 27 日に、基本方針の見直しは令和 7 年 7 月 17 日に行われた。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 （平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又

は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同

号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格

建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附則抄

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用

する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下

「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

- ニ 銃用雷管 五百万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- ニ 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- ハ 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

- 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

3. 建築基準法

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

- 二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物
- 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認

める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

参考資料 5 耐震改修促進計画見直し有識者懇談会の概要

1. 平成 28（2016）年度開催

（1）委員名簿

	所 属	氏 名
学識経験を有する者	公立大学法人大阪市立大学 学長補佐・特任教授	宮野 道雄
	公立大学法人大阪市立大学 生活科学研究科 准教授	土井 正
市民代表	摂津市自治連合会 副会長	前田 清一郎
不動産又は建築に関する専門家	特定非営利活動法人 『人・家・街 安全支援機構』 専務理事	大石 正美
	太平産業株式会社 代表取締役社長	香田 亘弘
行政	大阪府住宅まちづくり部 建築防災課長	鶴田 和幸
	摂津市建設部長	山口 繁

（2）開催概要

	開催日	内容
第1回	平成 28（2016）年 7月 11 日	摂津市における耐震化の現状について 新・大阪府耐震改修促進計画について 摂津市耐震改修促進計画・骨子案について
第2回	平成 28（2016）年 11月 29 日	耐震改修促進計画（素案）について 重点的な取組みについて
第3回	平成 29（2017）年 3月 8 日	耐震改修促進計画（案）について パブリックコメントの意見について

2. 令和7（2025）年度開催

（1）委員名簿

	所 属	氏 名
学識経験を有する者	大阪工業大学 工学部 建築学科 特任教授	岡山 敏哉
	関西大学 社会安全学部 副学部長	越山 健治
市民代表	摂津市自治連合会 副会長	中西 貴
不動産又は建築に関する専門家	特定非営利活動法人 『人・家・街 安全支援機構』 専務理事	大石 正美
	相互不動産株式会社 部長	中山 進一
行政	大阪府都市整備部事業調整室 都市防災課 課長	大杉 暁
	摂津市建設部長 (摂津市建設部次長)	永田 享 (代理 寺田 満夫)

（2）開催概要

	開催日	内容
第1回	令和7（2025）年 8月21日	耐震化に係る動きについて 摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画（現行計画）の概要 新・大阪府耐震改修促進計画の概要 摂津市の現状、摂津市の取組、ふり返し及び基本方針
第2回	令和7（2025）年 10月31日	摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画改定について
第3回	令和8（2026）年 1月13日	摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画改定について
第4回	令和8（2026）年 5月19日	摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画改定について

摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画【改定】

(令和 8 (2026) 年 7 月発行)

編集・発行

お問い合わせ先：摂津市 建設部 建築課

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

電話：06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

06-6383-1407 (直通)

ホームページ：<http://www.city.settsu.osaka.jp/>

メールアドレス：kenchiku@city.settsu.osaka.jp